

## 小規模修繕契約希望者の登録を申請される方へ

### 1 目的

この登録制度は、長沼町が発注する小規模な修繕の契約について、町内に主たる事業所を置き、競争入札参加資格審査に基づく資格者名簿に登録されていない事業者を対象に、受注希望者をあらかじめ登録し、積極的に業者選定の対象とすることによって、町内業者の受注機会を拡大することを目的としています。

### 2 登録できる方

次の要件を満たす方で、建設業の許可の有無、経営組織、従業者数等は原則として問いません。

- (1) 長沼町内に主たる事業所を置く法人又は住所を有する個人の方
- (2) 成年被後見人及び被保佐人並びに破産者で復権を得ていない方でない方
- (3) 希望業種を履行するために必要な資格、許可等を有する方
- (4) 町税を滞納していない方
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員を役員、代理人、支配人又はその他の使用人として、使用していない方及び個人にあつては本人が暴力団員又は暴力団員を使用人として使用していない方
- (6) 長沼町建設工事等競争入札参加資格を得ていない方

### 3 対象となる契約

対象となる契約は、内容が軽易で、かつ、履行の確保が容易であると認められる修繕の契約で、その予定価格が30万円未満の契約とします。

### 4 登録の申請及び受付

(1) 小規模修繕の受注を希望する方は、次の書類を総務財政課財政管財係に提出してください。

なお、提出部数は1部とします。

ア 小規模修繕契約希望者登録申請書（別記様式第1号）

※町ホームページからダウンロードしてお使いいただけます。

イ 法人の場合は登記事項証明書、個人の場合は代表者の身分証明書と住民票

※身分証明書は、本籍地のある市町村で交付しています。（本籍地が本町の方は、役場税務住民課町民生活係窓口で交付しています。）

※いずれの書類も申請時3か月以内のものとなります。

ウ 資格、許可等が必要な業種を希望する場合は、技術者資格等が必要ですので、

その資格証等の写しを申請書に添付してください。

※電気、管、消防設備等の修繕をする場合は、技術者資格等が必要ですので、その資格者証等の写しを申請書に添付してください。

エ 町税に係る直前1年分の納税証明書

※法人の場合は、法人町民税

※個人の場合は、町民税

※役場税務住民課税務係窓口で交付しています。

※いずれも申請時3か月以内のものとしします。

オ 宛先記入し切手を貼った返信用封筒

カ 暴力団排除に関する誓約書

- (2) 申請書の受付期間は令和5年1月10日から令和5年2月10日までの間とし、総務財政課財政管財係（役場1階）で行います。

## 5 申請書の書き方

- (1) 「住所又は所在地」は、事業所の所在地を記入してください。個人事業主が自宅で事業を行っている場合は、自宅の住所を記入してください。
- (2) 「商号又は名称」は、通常使用している名称を記入し、名称がない場合は、記入しないでください。
- (3) 「代表者職・氏名」の「職」は、法人の場合は登記簿上の「代表取締役」等の役職を記入し、個人事業主の場合は「代表者」等を記入してください。
- (4) この申請書に押印する印鑑は、見積書や契約書等に使用する印鑑となります。法人の場合は代表者印を、個人事業主の場合は個人印を押印してください。個人印は、実印でなくとも結構ですが、ゴム印等変形しやすいものや、量販されている印鑑は使用しないでください。
- (5) 資格、許可等が必要な業種は、その資格、許可等の名称を記入してください。

## 6 登録について

登録を受けた場合、登録の有効期間は登録日から令和7年3月31日までとします。

※令和7年4月1日以降の登録は、新たに申請を受け付けることとなります。

## 7 登録事項の変更の届出

申請事項に変更が生じた場合は、小規模修繕契約希望者登録変更・廃止届（別記様式第2号）により、速やかに届け出てください。

## 8 登録者名簿の取扱い

登録者名簿は、庁内に公開し、町が小規模な修繕を発注する際の見積書を徴する者の選定対象になります。ただし、見積り参加や契約を約束するものではありません。

また、契約制度の透明性を図る観点から、一般に公開しますので、予めご了承の上、申請してください。

## 9 契約の方法及び履行

この制度に基づく契約の方法は、原則として2者以上による見積合わせによって、最も低い価格を提示した方と契約することになります。

また、契約の履行にあたっては、関係法令及び長沼町財務規則（昭和56年規則第2号）を遵守して行っていただきます。

なお、請け負った契約は、自ら履行しなければなりません。一括下請け（丸投げ）や町が認めた場合以外の下請けはできませんので、申請時の希望業種の記載範囲は、自ら履行できる業種を記載してください。

## 10 登録者名簿からの抹消

登録名簿に掲載されている方が、登録要件に該当しなくなった場合は登録者名簿から抹消します。

また、契約に関して談合等の不正又は不誠実な行為があった場合、この名簿から抹消する場合があります。

## 11 問い合わせ先

〒069-1392

長沼町中央北1丁目1番1号

長沼町都市整備課土木係（役場 2階）

TEL 0123-76-8022